

事業承継は早めの対策を！

◆事業承継の現状

近年、休廃業・解散による経済的損失がクローズアップされております。中小企業庁は、2025年には日本企業全体の3分の1にあたる127万社が、後継者不足などによって廃業リスクに直面すると試算しております。得意先や関連会社の休廃業・解散により販路を失い、事業継続を断念した企業も多く、開業社数や企業数が大都市に比較して少ない地方ほど、休廃業・解散による影響が広く出始めております。

2018年は全国で2万3026件の「休廃業・解散」が発生し、倒産件数(8063件)の2.9倍となりました。岐阜県は373件で倒産件数(129件)の2.9倍とここ数年倒産件数の約3倍という高水準で推移しております。この状態が続くと地域経済の衰退に繋がりがかねません。

また、全国の後継者不在率66.5%で、60歳以上の不在率は48.7%、岐阜県の後継者不在率は67.6%で、60歳以上の不在率は48.1%となっております。因みに、帝国データバンク全国企業倒産集計2018年報によりますと、後継者難倒産は401件(前年比17.6%増)、3年ぶりの前年増加となっております。

休廃業・解散および倒産件数

	休廃業・解散	倒産
岐阜県	373	129
全国	23,026	8,063

帝国データバンク2018年「休廃業・解散」動向調査

後継者不在率

	後継者不在率	60歳以上不在率
岐阜県	67.6	48.1
全国	66.5	48.7

帝国データバンク2017.12.6レポート

◆岐阜県事業引継ぎ支援センターの取り組み

私どもセンターは、国の委託事業として平成27年7月に設置され、公的機関として事業承継の相談に対応しております。「親族内承継」、「従業員・役員承継」に対しては承継の課題に対するアドバイスや事業承継計画の策定支援を、「第三者承継」に対してはM&A支援を行っております。

事業承継の実現に至るまでにはかなりの時間を要しますので、早めの取り組みをお勧めします。

弊センターにご相談を希望される場合は、下記連絡先にお問い合わせください。ご連絡をお待ちしております。

岐阜県事業引継ぎ支援センター
岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所3F
TEL：058-214-2940
FAX：058-214-2941
E-mail：hikutugi@gcci.or.jp



事業承継を成功させる手法

経営権の分散防止

1. 事業承継に伴う経営権の分散リスク

会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式を承継することが望ましいですが、遺産分割協議の結果等によって、自社株式の保有者が分散してしまうリスクがあります。また、個人事業主では、事業用資産について分散リスクがあります。

経営者の生前に、自社株式を後継者に集中させる道筋を付けておかないと、相続発生後は、遺産分割が終了するまで遺産は相続人で共有されるので、遺産分割協議に時間を要した場合などは事業承継の実行が長期化するリスクがあります。

2. 自社株式の生前贈与

自社株式の分散を防止するための最もシンプルな方法は、経営者が生きているうちに後継者への承継を進めておくことです。スムーズな事業承継には早期かつ計画的な取組が欠かせませんが、自社株式や事業用資産の生前贈与は経営者の意思で確実に実行できます。自社株式や事業用資産の生前贈与には贈与税が課税されますが、年間一〇万円の基礎控除がある

3. 種類株式の発行

事業承継で経営権の分散リスクを防止するために種類株式を活用するケースも広がっています。経営者の相続財産の大部分を株式が占める場合、他の相続人から遺留分の主張が行われる可能性があります。そこで、後継者には普通株式を相続させ、他の相続人には無議決権株式を相続させることで、遺留分減殺請求による議決権分散リスクの低減を図ることができま

す。後継者以外の株主が保有する株式は議決権を持たない無議決権株式にしておくことで、株主総会での発言権がなくなり、会社の意思決定がスムーズになります。

商工会議所は、プッシュ型事業承継支援強化事業の窓口になっていきますのでお気軽にご相談ください。

プッシュ型事業承継支援強化事業
ブロックコーディネーター

馬淵 智幸
(中小企業診断士)



◆御商談・御宴会
◆法事料理・祝事料理

酒肆肴処
やまなみ

関市西本郷通4-6-16
でんわ 0575-22-2140

保険を大切に考え、皆様に『安心』と『信頼』を提供致します！



〒501-3217 岐阜県関市下有知397-2(R156沿)
TEL:0575-23-7770(代) FAX:0575-23-7775
E-mail:info@fujiyoshi7.co.jp

【資格取得者】
●国家資格 2級FP技能士……6名 ●産業カウンセラー……1名 ●相続診断士……6名
●損害保険トータルプランナー……12名 ●日本FP協会ファイナンシャルプランナー(AFP5名)